

学校教育法施行細則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 学校 法第一条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>六 七 (略)</p> <p>(視覚障害者等でなくなった者の通知)</p> <p>第十三条 施行令第六条の二第一項に規定する特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)でなくなつた旨の通知は、通知書(第二号様式(二))をもつてしななければならない。</p> <p>2 施行令第六条の二第一項に規定する通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、その住所の存する市町村の教育委員会に対するその氏名及び視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者でなくなつた旨の通知は、通知書(第二号様式(三))をもつてする。</p> <p>(視覚障害者等の通知)</p> <p>第十四条 施行令第二条に規定する者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者についての通知は、通知書(第三号様式)をもつてしななければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 学校 法第一条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>六 七 (略)</p> <p>(盲者等でなくなった者の通知)</p> <p>第十三条 施行令第六条の二第一項に規定する盲学校、ろう学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が盲者、ろう者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなつた旨の通知は、通知書(第二号様式(二))をもつてしななければならない。</p> <p>2 施行令第六条の二第一項に規定する通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、その住所の存する市町村の教育委員会に対するその氏名及び盲者、ろう者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなつた旨の通知は、通知書(第二号様式(三))をもつてする。</p> <p>(盲者等の通知)</p> <p>第十四条 施行令第二条に規定する者のうち、盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者についての通知は、通知書(第三号様式)をもつてしななければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正案

(視覚障害者等の入学期日等の通知)

第十六条 施行令第十一条に規定する通知を受けた児童生徒等、同令第十八条に規定する通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要がある児童生徒等について、その保護者に対する入学期日及び就学させるべき特別支援学校の通知は、通知書(第五号様式)をもつてするものとする。

第十七条 児童生徒等(前条に規定する者以外の者を除く。)を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町の教育委員会に対するその氏名、入学期日及び就学させるべき特別支援学校(市町の教育委員会に対する通知に限る。)についての通知は、通知書(第六号様式)をもつてする。

第十九条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で石川県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学した旨の通知は、通知書(第八号様式)をもつてしなければならない。

現行

(盲者等の入学期日等の通知)

第十六条 施行令第十一条に規定する通知を受けた児童生徒等、同令第十八条に規定する通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の新設、廃止等によりその就学させるべき盲学校、ろう学校又は養護学校を変更する必要がある児童生徒等について、その保護者に対する入学期日及び就学させるべき盲学校、ろう学校又は養護学校の通知は、通知書(第五号様式)をもつてするものとする。

第十七条 児童生徒等(前条に規定する者以外の者を除く。)を就学させるべき盲学校、ろう学校又は養護学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対するその氏名、入学期日及び就学させるべき盲学校、ろう学校又は養護学校(市町村の教育委員会に対する通知に限る。)についての通知は、通知書(第六号様式)をもつてする。

第十九条 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者、ろう者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で石川県の設置する盲学校、ろう学校又は養護学校以外の盲学校、ろう学校又は養護学校に在学するものが、盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学した旨の通知は、通知書(第八号様式)をもつてしなければならない。